

地方税事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・ 行政機関の長等は、特定の個人情報ファイルを保有しようとする場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施することが定められています。
- ・ また、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 15 条の規定に基づき、公表から一定期間を経過する評価書については、評価を再実施することとされています。

2 評価の実施手順

- ・ 評価は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・ 30 万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します（本市地方税事務はこれに該当します。）。
- ・ 評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言し、また、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・ 市民の皆様のご意見を反映した評価書について、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市 HP へ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の主な修正内容

- ・ 本市の組織改正に伴う記載の修正を行います。
- ・ 特定個人情報ファイルの委託先の変更に伴う記載の修正を行います。
- ・ その他、法令改正等に伴う記載の修正を行います。

4 評価書実施後の再評価等

- ・ 今後、1 年ごとに評価書記載事項の確認・修正等を行い、また 5 年ごとに再評価を実施します。さらに、情報セキュリティに係る重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、都度、再評価を実施します。